

秩父市立病院建設計画策定委員会

第1回委員会を7月24日に開催し、市長から委員長へ諮問書が渡されたほか、委員の委嘱やスケジュールの確認等を行いました。

今年度は、市長からの諮問のとおり、病院建設基本構想案の策定に向けて、協議を行っていく予定です。



第1回委員会の様子

※秩父市立病院建設計画策定委員会は、老朽化が進む市立病院が地域の中核病院として病院機能を維持できるように、新たな市立病院の建設に向け必要な事項を調査審議するため設置されました。

☎市立病院建設準備室 ☎26-7354

障害者差別解消法住民・事業者・行政合同研修会を開催します

障害者差別解消法を推進するため、秩父地域の住民、事業者、行政を対象に障害平等研修（DET）を実施します。障がいとは何か、自分にできることは何か、一緒に考えてみませんか。

障害平等研修（DET）とは？

DETは障害者差別解消法を推進するための研修です。障がい者の社会参加や多様性に基づいた共生社会を創ることを目標に障がいのある方自身がファシリテーターとなって進めるワークショップ型研修です。対話を通じた発見を積み重ねていく中で、差別や排除など、社会のなかにあるさまざまな「障害」を見抜く力を身に付け、それらを解決していくための行動を見つけます。

とき 10月9日(水)13時30分～16時(13時10分開場)

ところ 横瀬町町民会館 大会議室

講師 DET埼玉

形式 少人数のグループワーク形式で行います。

定員 40人（先着順）

参加費 無料

持ち物 筆記用具

☎・☎9月30日(月)までに、氏名、職業・役職等、電話番号を障がい者福祉課 ☎27-7331 FAX 27-7336

※当日配慮が必要なこと等があれば、その旨もお知らせください。

市立病院からのお知らせ

令和6年9月以降のご家族等の面会について

秩父市立病院では新型コロナウイルス感染症の院内感染防止のため、面会をお断りしておりましたが、現在の感染者の動向に注視しながら、令和6年9月以降に面会制限を緩和する予定であります。緩和の時期や面会方法等の詳細につきましては、患者さんやご家族へお知らせするとともに、当院HPや公式SNSに掲載いたしますので、ご確認ください。

なお、緩和後も感染状況等により急遽面会をお断りする場合があります。また、診療上の理由等で面会できない場合がありますので、ご了承ください。

患者さんの安心安全な療養環境を保持するため、ご理解ご協力をお願いいたします。

☎市立病院管理課 ☎23-0611



当院HP

公式SNSで情報発信しています

秩父市立病院では、Instagramとエックスに公式アカウントを開設し、当院からのお知らせ、採用情報、日々の取り組み等の情報発信を行っています。ぜひご覧ください。



Instagram



エックス

在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金

在宅酸素療法による治療をしている方に対して、酸素濃縮装置の使用に要する電気料の一部を補助します。

対象 市内在住で、呼吸器機能障害により、酸素濃縮装置を使用する在宅酸素療法による治療を受けている方

給付額 月額1,500円

※申請月分から支給します。

持ち物 在宅酸素療法受診証明書またはメーカー発行の酸素濃縮装置使用証明書、給付金振込先口座の名義・番号がわかるもの

※各証明書様式は、障がい者福祉課または各総合支所にてお渡ししています。

☎・☎障がい者福祉課

☎27-7331 FAX 27-7336

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0865 荒川 ☎54-2116



令和7年度 保育所(園)・認定こども園(保育園部分) 等の入所申し込みのご案内

入所(園)基準 家庭の状況(保護者の仕事など)により、就学前のお子さんの保育ができない場合

受付期間 10月15日(火)から11月8日(金)(必着)までの月曜日から金曜日(祝日を除く)

※生後57日から入園可能な施設への申請は、出産予定日が令和7年2月3日までのお子さんも申し込みできます。

受付場所 保育こども課
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

※申請用紙は9月20日(金)から保育こども課、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課、各保育所(園)、各認定こども園にて配布します。

※平日夜間・最終日曜窓口(くらしのカレンダー参照)でも受け付けます。

入所(園)承諾 保育の必要性の有無・家庭状況などを調査の上、入所の可否を決定し、令和7年2月上旬ごろに通知します。認定こども園については、内定の連絡後、各園と契約を行ってください。

☎保育こども課 ☎25-5206



保育所(園)・認定こども園はそれぞれに特色があり、保育料のほかに、副食費・教材費などの別途費用が必要な場合があります。入所後のトラブルを避けるため、申し込み前に施設の見学を行い、保育内容などを確認してください。

なお、見学の際には事前に各施設にご連絡ください。

令和7年度 認定こども園(幼稚園部分)の入所申し込みのご案内

受付期間 10月15日(火)~11月8日(金)

施設名	所在地	電話
秩父市立吉田こども園	下吉田3912-3	☎77-1145
秩父こども園	下宮地町17-6	☎22-1385
大畑こども園	大畑町4-64	☎24-8221
かみたのこども園	荒川上田野994-15	☎54-0062
秩父さくら幼稚園	上町3-10-10	☎22-0632
秩父ふたばこども園	中宮地町26-21	☎23-8666
緑が丘認定こども園	寺尾1548-1	☎23-9300
認定NPO法人森のECHICA 花の森こども園	下吉田7114-3	☎26-6828

☑申請用紙を各施設へ提出

※詳細は各施設へ直接お問い合わせください。

☎保育こども課 ☎25-5206

児童手当制度改正のご案内

令和6年10月分(令和6年12月支給分)より
制度の一部が変わります

【主な改正点】

- ・所得制限の撤廃
- ・支給対象児童を高校生年代(18歳到達年度末)まで拡大
- ・第3子以降の多子加算算定対象を大学生年代(22歳到達年度末)まで拡大
- ・第3子以降の支給額を30,000円に増額
- ・支給月を偶数月の年6回に変更

申請が必要な場合があります

公簿で手続きが必要と確認できた方には、9月上旬に申請書類を郵送します。必要事項を記入し必要書類を添付の上、郵送または保育こども課・各総合支所市民福祉課にてご申請ください。

制度改正の詳細につきましては、市HPをご確認ください。

※保護者と子どもの住所が異なる場合などは、申請書類を郵送できないことがありますので、その際はご連絡ください。

※申請が遅れると受給できる期間が短くなる可能性があります。

☎保育こども課 ☎25-5206



令和6年10月以降の児童手当支給額

子どもの年齢	何人目に該当するか	支給額 (1人当たり)
3歳未満	第1子・第2子	15,000
	第3子以降	30,000
3歳~高校生年代 (18歳到達年度末まで)	第1子・第2子	10,000
	第3子以降	30,000
大学生年代 (22歳到達年度末まで)	※多子加算算定対象に含まれる	支給対象外

※監護相当・生計費の負担がある場合に限る

ちちぶエフエムで秩父市の情報を発信中!

秩父市インフォメーション

毎日7時55分から3~5分間

○FMの79.0MHzにチューニング!

○スマートフォンでも、

「FMプラプラちちぶエフエム」から!



9月20日(金)～26日(木)は動物愛護週間です



「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の愛護と適正な飼育についての理解と関心を深めるため、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。

動物を飼うときは終生、愛情と責任をもって飼育できるかを考えましょう。絶対に傷つけたり、捨てたりしてはいけません。

犬の飼育の仕方

- ・犬の散歩をするときはリードを付け、放さないようにしましょう。
- ・犬のふんは放置せず持ち帰りましょう。
- ・犬の首輪には鑑札と狂犬病の予防注射済票を必ず付けましょう。

また、自宅の庭で放し飼いにしている犬が、来訪者をかんでしまうという事故の発生を防止するため、私有地内であっても、犬がいることの明示や犬が来訪者を傷つけることのないような方法で飼育するようにしましょう。

なお、犬が逃げ出してしまった場合や迷子犬を保護したときは、速やかに保健所・警察署にご連絡ください。

☎埼玉県秩父保健所生活衛生・薬事担当

☎22-3824

猫の適正飼育

猫の飼育等に関わる近隣トラブルが絶えません。飼い主は近隣住民に配慮して、次のとおり猫の適正飼育に努めましょう。

①猫は室内で飼いましょう

ふん尿や車が傷つけられるなど、猫による被害の相談が寄せられています。猫の安全のため、また近隣の迷惑にならないためにも、猫は室内で飼いましょう。

②不妊・去勢手術をしましょう

猫は年に3回以上の出産ができ、一度の出産で平均5匹の子を産みます。世話ができない猫を増やすことは、猫も人も不幸になりますので、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

③寿命まで飼い続けましょう

猫を飼い始めたら、猫が寿命を迎えるまで責任をもって飼い続けることが飼い主の義務です。飼育を続けることが難しいときは、責任をもって次の飼い主を探してください。

☎埼玉県動物指導センター

☎048-536-2465

飼い主のいない猫に餌を与えている方へ

飼い主のいない猫に餌を与えている方は、その猫の飼い主とみなされます。無責任に餌を与えるだけの行為は、猫によるふん尿被害など、近隣の迷惑となりますので絶対にやめましょう。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金

市の補助金制度により、飼い主のいない猫1匹について自己負担額7,000円で不妊・去勢手術を受けさせることができます。

※詳しくは市☎をご覧いただくかお問い合わせください。

☎生活衛生課☎25-5202

スズメバチの駆除費用を補助します

対象 次のいずれにも該当すること

- ・市内においてスズメバチが営巣している建物や土地（いずれも事業の用に供するものを除く）の所有者、管理者または賃借人が登録駆除業者による駆除を実施する場合

- ・市税等を滞納していないこと

※市外在住の方も申請可能です。

補助金額

駆除費用の1/3または5,000円のいずれか

少ない額

申請書類配布・受け付け

生活衛生課（歴史文化伝承館1階）、吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

※詳しくは市☎をご覧いただくか、お問い合わせください。

巣駆除の業務を行っている業者の方へ

補助対象事業を行う場合は、駆除業者の登録が必要です。

☎生活衛生課☎25-5202

秩父市公式LINEで市政情報配信中！

配信日 毎週金曜日15時

右記QRコードから

秩父市公式LINEアカウントにご登録ください。

☎広報広聴課☎22-2505



9月インボイス制度に関する 説明会・相談会(事前申込制)

会場にあたっては、公共交通機関をご利用ください。

と き 9月25日(水)、10月23日(水)
11月27日(水)、12月18日(水)



ところ 秩父税務署 1階会議室

●インボイス制度説明会(集合型説明会)

消費税の基本的な仕組み、インボイス制度の概要、インボイス制度に関する税制改正など

時 間 13時30分～14時30分

●登録要否相談会(個別相談)

登録を検討されている方へ考え方や必要な情報のご案内

時 間 14時45分～15時30分

●インボイス制度相談会(個別相談)

- ・制度の総論から売手や買手の対応方法、課税転換者への申告納付指導
- ・取引条件の見直しの際における下請法や独占禁止法、各種補助金のご案内など

時 間 15時45分～16時30分

申・問 秩父税務署個人課税部門 ☎ 22-4435
法人課税部門 ☎ 22-4462(ダイヤルイン)
詳細は国税庁HPをご覧ください

秩父税務署 収受日付印の押なつ廃止

秩父税務署では、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いません。

書面申告等における申告書等の提出(送付)の際は、申告書等の正本(提出用)のみをご提出(送付)ください。

申告書等の控えへ収受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成および保有、提出年月日の記録・管理をお願いします。

「申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法」については、次の通りです。

- ・e-Taxによる申告・申請手続き
- ・申告書等情報取得サービス(オンライン請求のみ)
- ・税務署での申告書等の閲覧サービス
- ・納税証明書の交付請求
- ・保有個人情報の開示請求

国税庁HPに、申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法等を掲載しています。



申・問 秩父税務署総務課 ☎ 22-4433



消費生活センターからのお知らせ

オンラインゲームの 無断課金トラブル

子どもがスマホのオンラインゲームで高額な課金をしてしまったという相談が寄せられています。

国民生活センターの報道発表資料(令和6年3月13日)では、無断課金につながる危ない場面を次の3つに整理しています。

・保護者のスマホを保護者のアカウントにログインした状態で子どもに渡す。

・保護者の古いスマホを、自宅のWiFiにつなげて遊ばせるため、保護者のアカウントにログインした状態で子どもに渡す。

保護者へのアドバイス

・保護者のスマホで遊ばせる場合は、保護者のアカウント(AP PieやGoogle)は必ずログオフしましょう。

・保護者の古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、ペアレンタルコントロール機能を設定して、アプリのダウンロードや課金を保護者が管理しましょう。

ペアレンタルコントロール機能は携帯電話会社、AppleやGoogleなどが提供しています。内容は子どもの年齢や判断力に合ったものを利用してください。

・日ごろから決済完了メールや明細をこまめに確認しましょう。

未成年者取り消しについて
18歳未満の子どもが無断で行った課金は、原則取り消すことができます。

スマホの場合は、AppleやGoogleに申し出をしますが、取り消しに至るまでには多くの手間と時間を要します。場合によっては取り消しが認められないこともあります。

日ごろからお子さんとスマホの使い方について話し合っておきましょう。



出典：消費者庁イラスト集より

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝日はお休み)
9時～12時、13時～16時
☎ 25-5200